

改正入管法施行後の申請取次手続

1. 入国・在留する外国人に関する手続

行政書士で所属する行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たものが、外国人または当該外国人に代わってしなければならない者、若しくは法定代理人等の依頼により以下の行為をする場合は、外国人本人の地方入国管理局あるいは市町村役場への出頭義務（法第61条の9の3第1項、施行規則第6条の2第1項、第19条第1項、第19条の3第1項、第21条の2第1項、第21条の3第1項、第29条第1項）が免除される（法第61条の9の3第3項第4項、施行規則第59条の6第2項第1号ロ・第3項第1号、第6条の2第4項第2号、第19条第3項第2号、第19条の4第3項、第21条の2第4項、第21条の3第3項、第29条第3項）。

(1) 外国人または法第7条の2第2項に規定する代理人の依頼による手続

外国人または法第7条の2第2項に規定する代理人が行うこととされている行為	当該外国人等に代わってする行為
在留資格認定証明書の交付申請	申請書ならびに写真及び資料の提出手続

(2) 外国人からの依頼による手続

外国人が行うこととされている行為	当該外国人に代わってする行為
資格外活動の許可申請	申請書等の提出及び書類の提示手続
就労資格証明書の交付申請	申請書等の提出及び書類の提示手続
申請内容の変更の申出	申出書の提出、資料の提出及び書類の提示手続
再入国の許可申請	申請書等の提出及び書類の提示手続

(3) 外国人または当該外国人に代わってしなければならない者の依頼による手続

外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わってする行為
住居地以外の在留カード記載事項の変更届出	届出書等の提出及び旅券等の提示等に係る手続
在留カードの有効期間の更新申請	申請書等の提出及び旅券等の提

	示等に係る手続
紛失等による在留カードの再交付申請	申請書等の提出及び旅券等の提示等に係る手続
汚損等による在留カードの再交付申請	申請書等の提出及び旅券等の提示等に係る手続
上記の手続により交付される在留カードの受領	交付される新たな在留カードの受領

※外国人に代わってしなければならない者

外国人が16歳に満たない場合または疾病その他の事由により自ら手続を行うことができない場合には、以下の者（16歳に満たない者を除く）であって当該外国人と同居する者が、以下の順位により代わって手続をしなければならない。

①配偶者、②子、③父または母、④これら以外の親族

(4) 外国人またはその法定代理人の依頼による手続

外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わってする行為
在留資格の変更の申請	申請書等の提出及び旅券等の提示等に係る手続
在留期間の更新の申請	申請書等の提出及び旅券等の提示等に係る手続
永住許可の申請	申請書等の提出及び旅券等の提示等に係る手続
在留資格の取得の申請	申請書等の提出及び旅券等の提示等に係る手続
永住者の在留資格の取得の申請	申請書等の提出及び旅券等の提示等に係る手続
上記の手続ならびに在留特別許可及び難民認定に伴う在留資格に係る許可により交付される在留カードの受領	交付される新たな在留カードの受領

2. 特別永住者に関する手続

行政書士で所属する行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たものが、特別永住者または当該特別永住者に代わってしなければならない者の依頼により以下の行為をする場合は、特別永住者本人の市町村役場への出頭義務（特例法第1

9条第1項)が免除される(同条第3項、特例法施行規則第17条第2項第1号イ)。

特別永住者が自ら出頭して行うこととされている行為	当該特別永住者に代わってする行為
住居地以外の特別永住者証明書記載事項の変更届出	届出書等の提出及び旅券等の提示等に係る手続
特別永住者証明書の有効期間の更新	申請書等の提出及び旅券等の提示に係る手続
紛失等による特別永住者証明書の再交付申請	申請書等の提出及び旅券等の提示に係る手続
汚損等による特別永住者証明書の再交付申請	申請書等の提出及び旅券等の提示に係る手続
上記の手続により交付される特別永住者証明書の受領	交付される新たな特別永住者証明書の受領

以上